平成２１年（フ）第８６号
長野市大字富竹119番地
破産者　有限会社建翔
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
兵庫県南あわじ市阿万東町1601番地の１
破産者　カタヤマ瓦産業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２３５号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目12番16号
破産者　榎田　健治
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５４９号
愛知県瀬戸市原山台８丁目125番地
破産者　掛越　敏郎
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１号
福岡県福津市宮司浜２丁目11番18号
破産者　清水　民樹
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５３号
宮城県岩沼市里の杜３丁目７番７―2308号
破産者　日下紀代子
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
仙台市宮城野区銀杏町６番20号　五月荘202
破産者　小林　長雄
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
埼玉県草加市氷川町1497番地１　アミューズメントⅢ―105号
破産者　松井　利夫
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目３番38号　コーポカクヒラ205号、旧住所埼玉県春日部市一ノ割２丁目12番10号
破産者　木村　武由
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
埼玉県草加市稲荷３丁目13番16―208号
破産者　樋口　由美
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
新潟県新潟市西蒲区巻甲1420番地11
破産者　山嵜　祐子
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
新潟県新潟市北区早通南５丁目１番７―32号
破産者　阿部絵里香
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１３０３号
兵庫県宝塚市千種１丁目８番39号、事業所の所在地大阪市北区西天満２丁目９番14号　北ビル３号館602号
破産者　富田　康正
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１号
神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の234
破産者　西原春子こと　崔　　春子
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８３号
福岡市東区松田３丁目12番５―708号
破産者　小川　健志
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２号
福岡市中央区薬院２丁目６番23号
破産者　今瀬　豊市
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７号
福岡市中央区谷２丁目16番33―101号
破産者　井上　　勉
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６０６号
長崎県長崎市上小島１丁目５番14号
破産者　浦川　敏文
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
青森県弘前市大字向外瀬３丁目２番地１　ハイツあゆみⅡ―202号
破産者　花田　和美
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８号
横浜市戸塚区舞岡町751番地５　ウエスタンビレッジＢ棟101号、前住所秋田県潟上市天王字追分117番地147
破産者　高橋　和美
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部